別添③

ＮＨＫ受信料制度等検討委員会

最高裁大法廷判決を受けた
受信料制度・体系に関する意見交換

報告事項　契約締結のあり方について

平成３０年１０月３１日

契約締結のあり方について

最高裁大法廷判決概要

最高裁判決

ＮＨＫの財政的基盤を安定的に確保するためには、基本的には、**ＮＨＫが、受信設備設置者に対し、ＮＨＫの目的、業務内容等を説明するなどして、受信契約の締結に理解が得られるように努め、**これに応じて受信契約を締結する**受信設備設置者に支えられて運営されていくことが望ましい**。

評釈・解説等

論者（敬称略）	掲載誌	評釈内容
座談会 東京大学教授 宍戸常寿氏 上智大学教授 音好宏氏 慶応義塾大学教授 鈴木秀美氏 一橋大学教授 山本和彦氏 ※話者掲載順	ジュリスト 2018年 5月号	• （山本氏）この判決は本来は任意に受信設備設置者の理解を得て、その負担により支えられて存立することが期待されるという、ある意味ではコミュニケーションのツールとして、契約の締結という形が望ましいという説明をしているのですが、それは最終的に契約を締結する相手方との間ではそうなのかもしれないのですが、最後に強制させられる人との関係でも、同じように合理化できるものなのかというのが、１つの疑問です。 （音氏）平成16年のＮＨＫの不祥事の際に、ＮＨＫの信頼回復のためにどうしたらいいのかという議論をずいぶんとさせていただきました。その時の結論の1つはやはり視聴者への丁寧な説明なのだと。拒否をされても丁寧な説明をしていかなくてはいけないということでした。（中略）今回の判決を出すにあたって、**少なくとも今のＮＨＫに対して不満であるとか、今のＮＨＫに対して私はものを言いたいという権利というものを、何らかの形で残す必要はなかったかというのが、私は非常に気になっているところ**です。 （宍戸氏）理想と現実の乖離があることは事実で、放送法の建前では、受信者と公共放送事業体との間で、健全なコミュニケーションが期待されている。法律上はその役割を担うのが経営委員会の制度のはずなのです。しかし、この判決の言い方で言うと**「民主的かつ多元的な基盤に基づきつつ自律的に運営される」べきだという実質について、どれだけのパフォーマンスを果たしているか。もし、それが十分でないのであれば、別のやり方で個々の視聴者とＮＨＫとの間での対話のルートが開かれるべきであり、ＩＣＴの発達はそのために使うべき**ではないかと私は思います。

評釈・解説等

論者（敬称略）	会合	評釈内容
明治大学法学部 教授 新美育文氏 （座長代理）	放送を巡る諸課題に関する検討会 （第１８回） 2017.12.25	受信料の**最高裁大法廷判決を受けたＮＨＫの対応について**、今後、受信料制度の意義を説明して理解を得ていくとしており、それはそのとおりである。ただ、一般の説明では、欠点やまずいことも丁寧に説明する必要があるところ、ＮＨＫの場合、お金を払ってほしいということを理解してもらうために、一体何を説明すればいいのかというのが論点となっており、説明といっても、一般の説明とは中身が正反対である。この点を踏まえて、説明の内容を考えていく必要があるだろう。宍戸構成員の見解のとおり、**放送の二元体制があって、**その中で**ＮＨＫがどのような役割を担っているのか、かなり奥深いことまで話さないと、理解を得られないのではないか**。単なる説明でいいのか、レクチャーまで行う必要があるのか、説明の義務について、どこまで理解してもらう必要があるのかは、難しい問題である。**ＮＨＫのこの説明をどのようにするのか、構造的な議論をしていく必要があるのではないか**。

現在の規定

放送法第６４条（受信契約及び受信料）

協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。
（中略）
３　協会は、第一項の契約の条項については、あらかじめ、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

放送法施行規則第２３条(契約条項に定める事項)

法第六十四条第三項の契約の条項には、少なくとも次に掲げる事項を定めるものとする。
一　**受信契約の締結方法**　　二　受信契約の単位　　三　受信料の徴収方法
（後略）

受信規約第３条（放送受信契約書の提出）　第１５条（規約の周知方法）

第３条　受信機を設置した者は、遅滞なく、次の事項を記載した放送受信契約書を放送局（ＮＨＫの放送局をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、新規に契約することを要しない場合を除く。
（後略）

第１５条　この規約およびこの規約の変更は、官報によって周知する。

現在のＮＨＫの取組み：理解促進に関する方針

ＮＨＫの経営指標として「受信料制度の理解促進」を掲げている。

経営 14 指標について

ＮＨＫは毎年１月と７月に世論調査を行い、ＮＨＫの役割を表す 14 項目の経営指標それぞれに対する期待度と実現度を尋ねることで、経営計画の進捗や経営計画で掲げる６つの**「公共的価値」**の実現の進捗を把握・評価していきます。

「公共的価値」

①公平・公正
②正確・迅速な情報提供
③多角的論点の提示
④記録・伝承
⑤文化の創造・発展
⑥多様性をふまえた編成
⑦新規性・創造性
⑧世界への情報発信
⑨地域社会への貢献
⑩教育・福祉・人にやさしい放送

⑪ インターネットの活用　⑫ 放送技術の発展　⑬ 受信料制度の理解促進　⑭ 受信料の公平負担

現在のＮＨＫの取組み：経営指標の評価結果

ＮＨＫでは、世論調査で、経営１４指標に関する期待度と実現度を調査している。

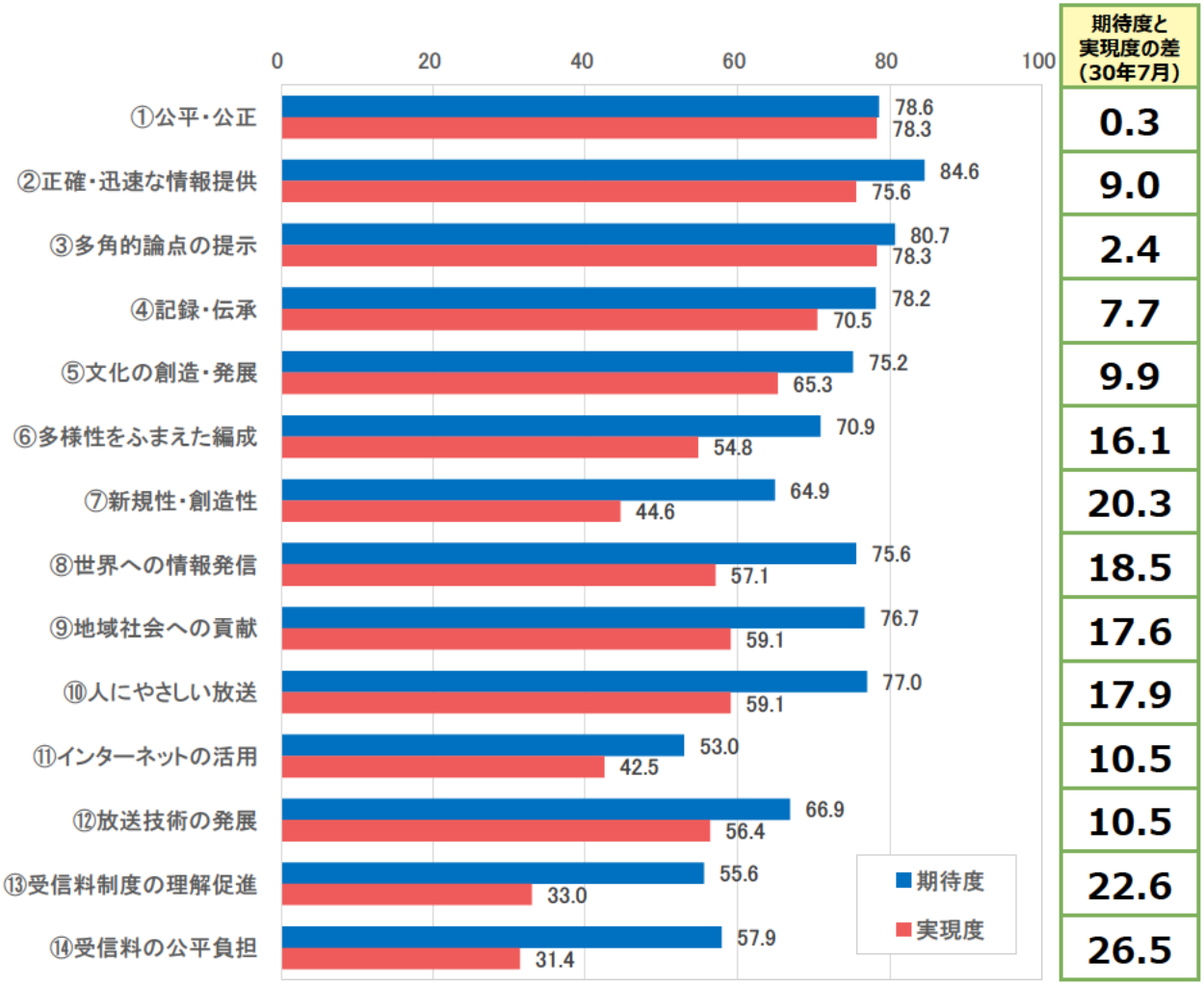

期待度と実現度の差（30年7月）
0.3
9.0
2.4
7.7
9.9
16.1
20.3
18.5
17.6
17.9
10.5
10.5
22.6
26.5

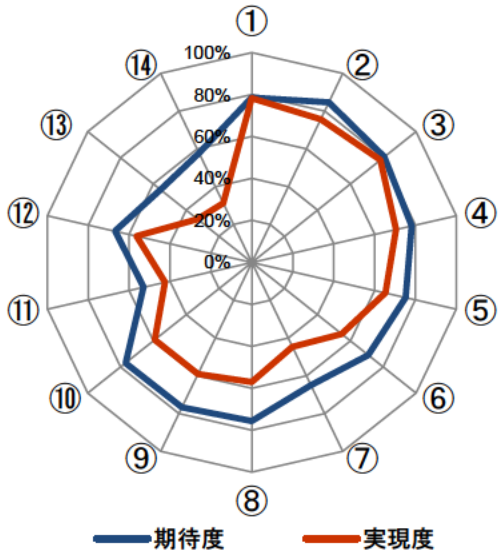

出所）平成30年7月世論調査　有効回答：1,933人（53.7%）

（参考）海外公共放送事例　BBC：　BBCに関する世論調査

英国政府は、2016年、（当時作成中の新規）特許状に関して、国民の意見を把握するため、独立の立場からBBCに関する世論を調査・発表した。その中で受信許可料についても「受信許可料に見合う価値の発揮」や「受信許可料の効率的な活用」といった観点で質問がされている。

BBCが受信許可料に見合う価値(Value for money)を十分に発揮できているかに関する調査結果

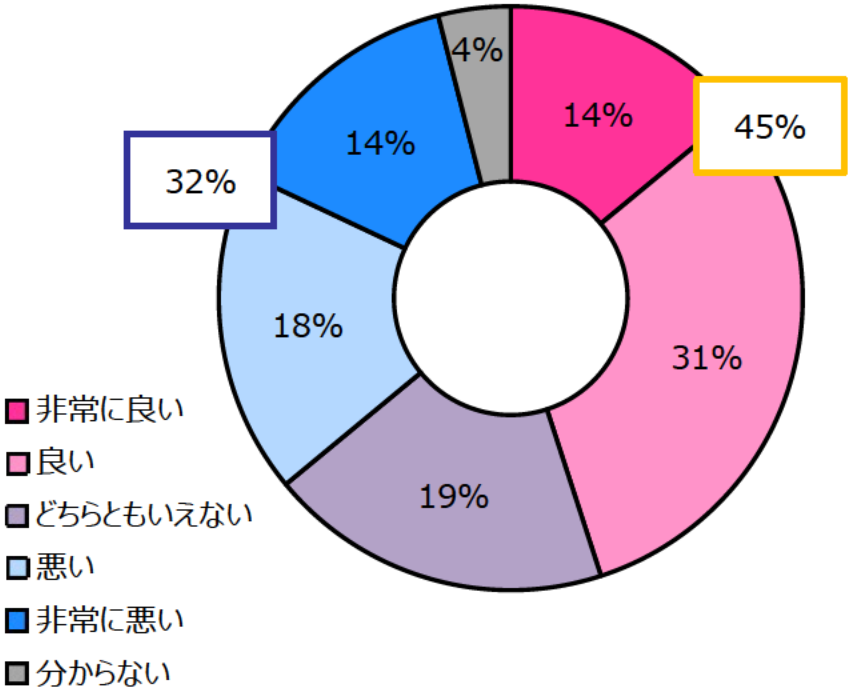

■ **BBCが受信許可料に見合う価値を非常によく、または良く発揮できているとした回答者の割合は、発揮状況が非常に悪い、または悪いとする回答者よりも13%多い**

BBCが受信許可料を効率的に活用できているか否かに関する調査結果

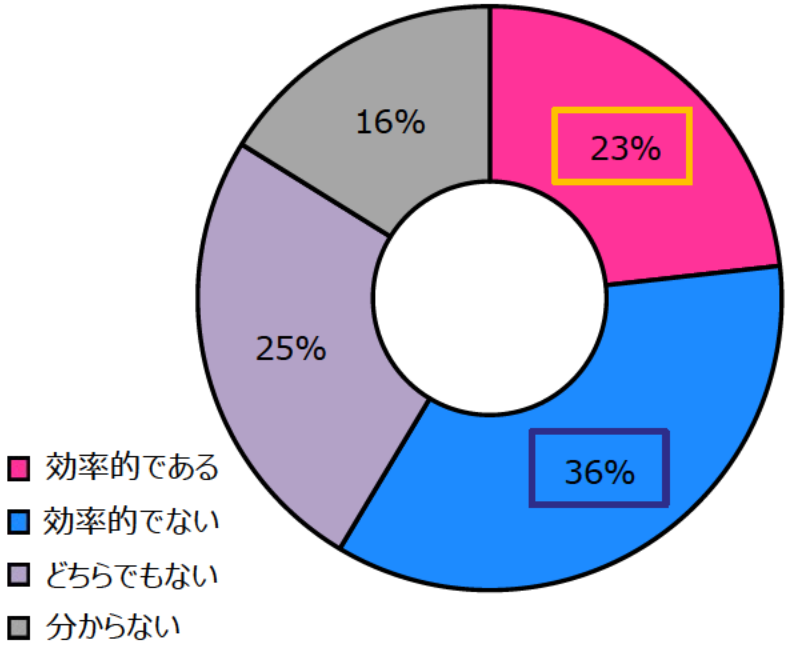

■ **BBCが受信許可料を効率的に活用できているとした回答者の割合より、活用できていないとする回答者の方が12%多い**

現在のＮＨＫの取組み：情報開示

ＮＨＫは、放送法で開示を義務付けられている経営委員会議事録（法41条）や業務報告書（法72条）といった文書に加え、多くの文書や情報を様々な方法で開示している。

＜NHKがインターネットで公開している主な経営情報等＞

＊赤字は放送法で公表が義務付けられているもの
なお、この他にも放送法施行令や放送法施行規則等により公開が予定されているものがある

経　営	・定款　・経営委員会議事録　・理事会議事録　・ＮＨＫ経営計画　・収支予算、事業計画及び資金計画 ・四半期業務報告　・業務報告書、 監査委員会の意見書　・財務諸表、監査委員会の意見書、監査報告書 ・連結財務諸表、監査報告書　・役職員の服務準則　・役職員の報酬・給与等の支給基準 ・放送局の目標（全国の放送局が掲げる年度毎の目標と重点的に取り組むポイント）　等
関連団体 （子会社等）	・関連団体運営基準　・ＮＨＫと関連団体との取引一覧表（毎年度）　・子会社・関連会社の役員一覧 ・関連団体による財政貢献（子会社からの配当額、副次収入額）　・外部監査法人による「関連団体業務運営状況調査」の結果 ・関連団体事業活動審査委員会の活動結果　・ＮＨＫグループネット（関連団体各社の会社情報にリンク）
契約・業務委託	・経理規程　・契約情報の公表（競争入札・企画競争等・随意契約） ・随意契約の適正化（随意契約見直し計画、フォローアップ、ＮＨＫと外部（関連団体を含む）との契約の状況） ・業務委託基準　・業務委託契約要領　・番組制作の委託取引に関する自主基準
放　送	・番組基準　・ＮＨＫ放送ガイドライン2015　・放送番組審議会議事概要　・放送番組編集の基本計画・編成計画 ・放送法第20条第２項第２号および第3号の業務の基準　・ＮＨＫインターネットガイドライン　・インターネットサービス実施計画 ・インターネット活用業務審査評価委員会の実施状況　等
受信料	・放送受信規約　・放送受信料免除基準　・受信料の推計世帯支払率（全国・都道府県別）　等
その他	・情報公開の実施状況　・情報公開基準・規程　・視聴者対応報告　・ＮＨＫ視聴者ふれあい報告書　等

（参考）海外公共放送事例　BBC：情報開示方針

BBCは、特許状等により一部文書の開示が義務付けられている。これらに加えて、さらに説明責任を果たすため予算・計画の公表、各種会議・意思決定時の議事録公表その他の情報開示について年次計画書で発表している。

BBCの一般的義務（特許状）	関連文書/取り組み	時期／頻度
開示性・透明性・説明責任（Openness, transparency and accountability）	■ 各会計年度に先立ち、下記について定めた**年次計画書**を公表 ➢ BBCの**戦略上の優先事項** ➢ 当年の“創造的任務（creative remit）” ➢ 当年の**予算** ➢ **サービスへの重大な変更が予定されている場合には、その旨**	年度ごと （各年度の始期）
	■ **下記イベントの開催後は、迅速に下記について公表** ➢ **執行部の会議議事録** ➢ “創造的任務”、“ワークプラン”、英国公共サービスおよび非サービス活動、商業活動の重大な変更に関する**重要な意思決定** ➢ 執行部の**委員会会議議事録**	都度 （各会議/決定後）
	■ **新特許状に基づき、 £15万を超える支出については、新たに情報開示・公表**	― （記載なし・都度）
	■ **英国公共サービスまたは類似サービスのプロモーションが、どのようにBBCの使命の遂行と公共目的のプロモーションに実質的に貢献しているかを示すデータ**について公表	2017/18年以降 （記載なし）
	■ **BBC Studios以外の全商業子会社に係る移転価格方法について、公表**	2017年末
	■ **放送・配信に係る方針の審議**	― （記載なし）

出所：BBCウェブサイト、BBC新特許状 等

現在のＮＨＫの取組み：理解促進に関する方針

２０１８－２０２０経営計画でも、重点方針として「視聴者理解・公平負担を推進」を掲げている。

重点方針 4.　視聴者理解・公平負担を推進

ＮＨＫの取り組みをご理解いただく活動をさまざまなアプローチで展開するとともに、受信料の公平負担の徹底に向けて最大限の努力を行って、より効率的な契約・収納活動へと改革を進めます。

みなさまの期待に応える取り組みを進め、受信料の公平負担を徹底

(1)「視聴者のみなさまから、より必要とされるＮＨＫ」をめざし、理解促進活動をより積極的に展開

- ■ 視聴者のみなさまと双方向のコミュニケーションを推進する取り組みを強化
- ■ “公共メディア” のサービスや新たな取り組みなどについて積極的に広報し、受信料制度の理解を促進
- ■ 多様化する視聴者意向の集約・対応力を向上

(2) 支払率の向上をめざし最大限努力するとともに、新たな負担軽減策を実施

- ■「支払率（2017 年度・80%）」「衛星契約割合（同・51%）」の毎年度１ポイント向上をめざす
- ■ 受信料の公平負担に向けて、より効率的な契約・収納手法を開発・実施するなど営業改革をさらに推進
- ■ 支払率の低い大都市圏での重点対策の実施
- ■ 受信料の負担軽減策として、受信料免除・割引などの施策を実施
- ■「受信料制度等検討委員会」の答申などを踏まえ、より視聴者のみなさまの理解を得られる受信料制度を研究

※2018年10月31日時点の経営計画の内容を記載しています。

現在のＮＨＫの説明：「放送番組」での取組事例

経営情報番組

受信料で支えられるＮＨＫの経営、番組、現状、課題、取り組みに関する情報を、ＮＨＫの視聴者のみなさまにお伝えするための番組を放送。

公共放送ＰＲスポット

公共放送の意義などについて伝えるスポット番組を放送。

現在のＮＨＫの説明：「ＮＨＫオンライン」での取組事例

「ＮＨＫについて」

「ＮＨＫについて」というウェブサイト上に、「みなさまに支えられて」というページがあり、「受信料制度とは」「財源を税金にしたら」といった内容を解説。

「視聴者の声にお応えします」

「みなさまの声にお応えします」というページで、視聴者のみなさまから寄せられたご意見・お問い合わせを定期的に紹介。

現在のＮＨＫの説明：新入生・新社会人向け理解促進活動

「放送スポット」での周知

若者向けに作成したコンテンツを用いて30秒の映像をスポット枠で放送。

「ＮＨＫオンライン」での周知

ＮＨＫオンライン上で、左記ミュージックビデオや人気作家による漫画などを掲載し、若者向けにＮＨＫや受信料について紹介。

「リーフレット」での周知

若者向けにリーフレットを作成・配布。

現在のＮＨＫの説明：「イベント事業」での取組事例

地域密着型イベントの開催

全国各地でイベントを実施。その中でＮＨＫや受信料制度について紹介。

学生向けイベントの開催

「大学セミナー」 大学と共催してセミナーを実施

現在のＮＨＫの説明：「視聴者のみなさまと語る会」

視聴者のみなさまと語る会

NHKでは、これまで、ふれあいミーティングや視聴者会議など、さまざまな機会を通じて、視聴者のみなさまのご意見をお聴きしてまいりましたが、このたび放送法が改正されたのを機に、新たにNHKの経営委員会委員が、視聴者のみなさまから直接ご意見をお聴きする会合を設けることといたします。みなさまのご意見は、経営委員会の活動に反映させてまいります。

この会合は、経営委員会委員が出席するほか、会長、副会長または理事などが出席し、全国各地方で、毎年6回以上実施いたします。

経営委員会では、この会合を視聴者のみなさまとの絆を一層強める良い機会と考えておりますので、みなさまのご参加をお待ちしています。

開催のスケジュールや応募方法などは、このホームページや放送などでお知らせしてまいります。

→ 開催スケジュール　→ これまでの開催報告

視聴者のみなさまと語る会 | このページ

ＮＨＫの経営委員会委員が、視聴者のみなさまから直接ご意見をお聴きする会合を全国で実施。会合の場でいただいたご意見は、開催報告として公表するとともに、経営委員会の活動に反映。

視聴者のみなさまと語る会

戻る

… 開催報告（概要）……

平成30年度	第3回	30.5.12	釧路
平成30年度	第2回	30.4.21	神戸
平成30年度	第1回	30.4.14	福岡

<閲覧する>

… 最新の開催報告 ……

平成29年度	第6回	29.12.16	高知

<閲覧する>

現在のＮＨＫの説明：契約勧奨・締結時の説明

契約勧奨・締結時にはまず名前を名乗り、証明書を提示し訪問意図を伝えている。その後、受信設備の有無、衛星放送の受信有無につき確認をし、受信していることが確認された場合には契約締結が必要な旨お伝えしている。また、理解促進リーフレットの配布も実施している。

主な説明内容	■ 名前、証明書の提示と訪問意図の伝達 ■ 受信設備の確認、契約締結義務の説明 ■ 衛星放送受信の確認、衛星契約締結義務の説明 ■ 契約書記載方法、支払方法の説明 ■ 契約の最終確認

理解促進リーフレット

公共放送の意義のご説明

- ＮＨＫでは、ひとりでも多くの命を救うため、また、被害の拡大を防ぐため、全力で災害報道に取り組んでいます。頼りにされる放送局でありたいと、日々努力を重ねています。
- 教育番組や福祉番組の視聴率は、ほんの数%ですが、見ている方々にとっては「かけがえのない番組」です。視聴率を優先しない番組づくりは、公共放送の大きな役割です。